

北海道告示第 11540 号

北海道環境影響評価条例（平成 10 年北海道条例第 42 号。以下、「条例」という。）第 3 条の 3 第 1 項の規定により、（仮称）石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）が作成されたので、条例第 3 条の 5 に基づき、告示する。

令和 5 年 11 月 28 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社 J E R A
代 表 者 の 氏 名 代表取締役社長 奥田 久栄
主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号
- 2 第一種事業の名称、種類及び規模
名 称 （仮称）石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業
種 類 風力（洋上）発電所の設置の工事
規 模 出力 最大 28,000 kW
- 3 事業実施想定区域
石狩市浜益沖
- 4 条例第 3 条の 4 第 2 項の規定による第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
石狩市、増毛郡増毛町
- 5 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

場 所	期 間	時間
北海道環境生活部環境保全局環境政策課 北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課 北海道石狩振興局保健環境部環境生活課 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課 北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課 北海道日高振興局保健環境部環境生活課 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課 北海道上川総合振興局保健環境部環境生活課 北海道留萌振興局保健環境部環境生活課 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課 北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課 北海道根室振興局保健環境部環境生活課	令和 5 年 11 月 28 日（火） から同年 12 月 27 日（水） まで（日曜日、土曜日及 び国民の祝日に関する法 律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除 く。）	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

石狩市役所 石狩市厚田支所 石狩市浜益支所 増毛町役場	令和5年11月28日(火) から同年12月27日(水) まで(日曜日、土曜日及 び国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178 号)に規定する休日を除 く。)	午前8時45 分から午後5 時15分まで
石狩市民図書館	令和5年11月28日(火) から同年12月27日(水) まで(休館日を除く。)	午前10時00 分から午後8 時00分まで
増毛町文化センター	令和5年11月28日(火) から同年12月27日(水) まで(休館日を除く。)	午前9時00 分から午後 10時00分ま で

6 第一種事業を実施しようとする者のホームページアドレス

https://www.jera.co.jp/ir/denshi_koukoku/assessment_ishikari_hamamasu

7 配慮書についての意見書の提出

道民(道内に住所を有する者(道内に主たる事務所を有する法人を含む。))は、配慮書について環境保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

8 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限

令和6年1月11日(木) 当日消印有効

(2) 提出先

〒450-6318

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋18階

株式会社 JERA 西日本支社 総務・地域統括部電源立地部 環境調査第二ユニット

(3) 意見書に記載する事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称

ウ 配慮書についての環境保全の見地からの意見

なお、意見は日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。